

【シンガポール】IPOS、特許審査請求期限延長の試行を1年間延長、特許・商標の早期審査受付を再開

シンガポール知的財産庁（IPOS）は、特許の審査請求期限を最大18か月、手数料なしで延長できるパイロット・プログラムについて、実施期間を1年間延長しました。対象となるのは、審査請求期限が2024年9月1日から2027年8月31日までの案件です。

当該パイロット・プログラムにつきましては弊所知財トピックス2024年9月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15808/>

また、2026年9月1日から、特許・商標の早期審査制度である「SG Patents Fast」および「SG Trade Marks Fast」の新規申請受付を再開します。SG Patents Fastでは、申請が認められた場合、4か月または8か月以内に最初のオフィスアクションを受けることが可能です。

「SG Patents Fast」および「SG Trade Marks Fast」につきましては弊所知財トピックス2025年5月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/17327/>

これらの制度を利用することで、審査請求時期の柔軟化や、特許・商標の権利化の早期化が期待されます。